

令和5年第4回
曾於市農業委員會總會議事録

令和5年4月20日
曾於市農業委員會

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年4月20日（木） 午前9時5分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 12番 ○○○○○, 13番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○	農政係	○○○○○

7 閉会年月日 令和5年4月20日（木） 午前10時55分

令和5年第4回曾於市農業委員会総会日程

令和5年4月20日（木）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第31号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第32号 農地法第4条による許可申請について

議案第33号 農地法第5条による許可申請について

議案第34号 非農地証明願について

議案第35号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第36号 農用地等のあっせんについて

議案第37号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第38号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第4号 合意解約等の報告

4 その他

令和5年第4回曾於市農業委員会総会

令和5年4月20日（木） 午前9時5分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第4回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番〇〇〇〇〇〇委員、13番〇〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第31号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉37号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に、末吉38号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人と渡人は他人ですが、末吉37号の渡人と末吉38号の渡人はいここになります。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉39号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題はなく、取得する農地には葉物野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉40号について、4月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉41号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人と渡人は親子です。受人の住所が霧島市隼人町ですが、実家が大隅町の蕨谷自治会であり、通作距離は約7km、車で10分程度で機械等も実家に置いてあるということでした。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉42号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。譲渡人と譲受人は兄弟であり、長年、兄である譲受人が県外在住の弟に代わり管理してきたため、今回の贈与となったものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報

告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉43号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で30分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、取得する農地には杉の苗を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

大隅44号について、4月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人と渡人は義理の兄弟です。調査結果の総合意見は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

大隅45号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人と渡人はおじの関係です。新規就農となっておりますが、農業機械はトラクター、田植え機を所有しており、出荷先は自家用米ということです。取得する農地は、30年程前から渡人が耕作できない状況になったことから、受人が耕作していたもので、今回許可を得て農地を取得しようとするものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

大隅46号について、4月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、渡人と受人は親子です。取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、渡人が高齢で作業できないことから、受人が引き継ぐ形です。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に、大隅47号について、4月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。受人と渡人は他人ですが友人ということで、受人には若い後継者がいますが、以前よりお世話になっているこの受人にどうしても贈与したいという意向がありました。調査結果の総合意見は、取得する農地には茶を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

大隅48号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、受人は86歳と高齢ですが、現役の農家です。また、渡人と親戚であり、農地の管理ができないので買ってほしいと言われ、ちょっと高いですが〇〇〇〇〇円で取得することとなりました。取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部49号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。なお、譲受人は霧島市在住ですが、自宅から申請地までは車で40分程度で通作距離に関しても営農に支障はないと思われます。また、譲受人は3年前から申請地3筆のうち畑1筆に野菜を作付けされていたもので、今回許可を得ようとするものです。調査結果の総合意見は、取得する田にはゆず、畑には、かぼちゃ、じゃがいも等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

財部50号について、4月15日に〇〇〇〇〇委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に、財部51号について、4月15日に〇〇〇〇〇委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。また、牛舎は県の補助事業で建てましたが、そのときは何も言われなかった。そして、転用に余計なお金がかかるので、一時買うのをやめようかと思いましたが、時期が来たら申請するとのことでした。

次に、財部52号について、4月15日に〇〇〇〇〇委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はないと思いますが、無断転用のところには、小屋が2棟、1棟は屋根が一部壊れています。中には管理機、草刈り機等が置いてあり、更にコンテナハウスが1棟、近くには廃車、トラクター、ポテカルゴ等が置いてありました。畑の南側には深耕ロータリー、堆肥散布機等が一杯置いてありました。これらをどこに移動されるのかと聞いていたら処分されるとのことでした。上申書では今後約1年かけて農地となるよう努力してまいりますとありますので、許可相当で良いのかと話し合いましたが、2人とも1年が妥当なのか気になり色々話しましたが結論が出ず、皆さんの意見を聞くことで意見の一致をみました。どうかよろしく願います。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部53号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。なお、譲受人は宮崎県都城市在住ですが、自宅から申請地までは車で15分程度で通作距離に関しても営農に支障はないと思われまます。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に、財部54号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。なお、譲受人は宮崎県都城市在住ですが、自宅から申請地までは車で15分程度で通作距離に関しても営農に支障はないと思われまます。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部55号について、4月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部52号の〇〇〇〇〇さんの件ですが、私もこの人のことは良く知っておりますが、なぜ前に農業をやめられたのでしょうか。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

それは分かりません。聞いておりません。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前9時38分）

（再開：午前9時41分）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第31号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部52を除いて許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第32号農地法第4条による許可申請について末吉29を除いて議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○9番委員 (○○○○○)

末吉25号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は鶴木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用されています。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、農家住宅、倉庫、通路、庭を整備する面積として全体で668㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は緩衝地を設け、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、農家住宅、倉庫、通路、庭を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○11番委員 (○○○○○)

大隅26号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は段坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されていることから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、1,917㎡ですが、クヌギ380本を植えるもので、同種の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみですが、南側が畑です。土留めをするという計画です。被害防除は、4mを境から空けるということで誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、クヌギを植えることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅27号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は伊屋松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで車両置場で雑種地、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用されています。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、1,162㎡のうち66㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下により県道の側溝に放流することで問題ないと思います。被害防除は特に問題はないと思います。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はないと思います。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、既に通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

次に、大隅28号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。本件は、受理番号大隅27号と申請地及び申請人が同一ですので、総合意見のみ報告いたします。申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、既に通路及び貸車両置場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

間違いがありましたので報告します。補足説明資料の44ページ、受理番号26財部と書かれていますが大隅の間違いです。

○事務局（○○○○○係長）

すみません。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○19番委員（○○○○○）

私の勉強不足かもしれませんが、大隅27号について、申請人と始末書の名前が違いますが、こういうことがあり得るのでしょうか。

○事務局（○○○○○係長）

始末書については、転用を实际した人で出しなさいと、県の方から指導されています。実際、この無断転用をしたのは、○○○○○さんが通路とか資材置場にされたと思われま

○18番委員（○○○○○）

名義人は誰ですか。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○さんです。無断転用したのは○○○○○さんです。

○19番委員（○○○○○）

勝手にしたということですか。

○事務局（○○○○○係長）

始末書とか申請書等を見る限りでは、勝手にだと思われま

○19番委員（○○○○○）

○○○○○さんが○○○○○さんに言わずにしたということですね。

○事務局（○○○○○係長）

言ったかもしれませんが、転用許可をとっていないということです。

○18番委員（○○○○○）

この案件は、伊屋松自治会内の農地で私も同じ自治会ですけど、私の知る限りでは、○○○○○さんから○○○○○さんに譲渡というか、名義人は○○○○○さんじゃなくて○○○○○さんではなかったのかなと思ったものですから。

○19番委員（○○○○○）

つじつまが全然合わない。それがはっきりしないと。

○事務局（○○○○○局長）

この始末書を見ますと、○○○○○様から使用貸借で借りていた農地を○○○○○様が出入りするための通路として一部無断転用していたということです。今回この転用許可を受けた後に無償譲渡で譲り受けるという内容が記載されているところがございます。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第32号農地法第4条による許可申請について、末吉29を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第32号農地法第4条による許可申請について、末吉29を議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉29号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は宇都之上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に転用されています。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、農家住宅、車庫を整備する面積として全体で134㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で第1種農地に該当しますが、不許可の例外の既存施設の拡張に該当し、農家住宅、車庫を整備しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第32号農地法第4条による許可申請について、末吉29は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は復席をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第33号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉19号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は新町自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と雑種地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、山林を整備する面積として全体で943㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、既に周囲をブロックで囲んでおり、誓約書も添付されていることから、特に問題はないと思われます。道路条件は接続する道路はありません。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、山林を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、クヌギの植林ということで、もともと農振外の地域ではありますが、隣接する宅地には植林の幅を4mではなく5、6mの幅をもって植林することを勧めました。以上で報告を終わります。

次に、末吉20号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は柳迫自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が道路を挟んで宅地と畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、一

時転用を整備する面積として全体で1,084㎡のうち558㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路放流、汚水は簡易トイレを設置し、汲取りを依頼するもので適当と思われます。被害防除は、切土を行い、シラスを敷く際は、粉じん対策として散水し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地に該当しますが、不許可の例外の一時転用に該当し、現場事務所等を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅21号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は伊屋松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで車両置場の雑種地、北が山林です。目的実現の確実性は、住宅ローンの審査通知書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、1,162㎡のうち773㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下により県道の側溝に放流し、生活排水等は合併浄化槽を設置することで問題はないと思います。被害防除は、特に問題はないと思います。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はないと思います。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、農家住宅及び車庫兼倉庫を設置する具体的計画があることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部22号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は帯野自治会内の農地です。周囲の状況は、東側から南側にかけてが原野、西が畑と原野、北が道路と山林です。目的実現の確実性は、杉苗木を植林する具体的計画があり、金融機関の残高証明書が添付されており資力が確認できることから確実と思います。位置は、農地の広がりがないことから第2種農地に該当します。計画面積は、全体面積1,206㎡に杉300本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除は、申請地は現状のまま利用し、植林の際は4m程度の緩衝地を設けるため、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当します。申請地は集落にある農地一帯の外周部にあり、不耕作となっていたところを林業を新たに始めようと計画していた申請人が、杉苗木を植林しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

次に、財部23号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は田平自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が宅地、南が畑、北側が道路を挟んで山林です。目的実現の確実性は、既に転用されており、始末書も添付されています。位置は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地に該当します。計画面積は、全体面積123㎡を倉庫置場、駐車場敷地として利用しており、周囲の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入するため自然流下で適当と思います。被害防除は、造成等を行わず、現状のまま利用し、周囲には既にブロック塀が設置されています。また、誓約書も添付されており特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、周囲に住宅があることから、不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま自宅を建築した平成29年頃から隣接する申請地の一部を駐車場として利用し、また、令和5年3月には申請地に倉庫を設置し、砕石を敷設していたものです。また、申請地に隣接する自宅の西側が傾斜地で約80㎡の利用不能地があり、倉庫置場と駐車場の確保のため、どうしても申請面積が必要となったことから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○2番委員（○○○○○）

末吉19号について、先ほど説明の中で、緩衝地を5、6m空けてという指導をしたということ

でしたけど、これは何か影響があるからということでしょうか。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

周囲は宅地が近くて、クヌギが大きくなった場合、周囲の宅地に枯れ葉の問題が発生することが予想されるので、低木を植えてみてはどうですかというくらい隣接する宅地との距離が近いです。受人は、農業を本格的にされるのではありませんので、ゆずとか梅とかを植える感じではなく、クヌギだったら何年か後に木を売って椎茸をつくりたいという考えがありましたので、そのような話をしたところでした。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

計画では緩衝地は4mと書いてありますが、それで納得されましたか。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

申請地の現地調査が今回2回目ということで、前回、〇〇〇〇〇委員が行かれていますので、ぜひ、御意見を聞きたいのですが。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

ここの申請地は、以前ゆずが植えてありました。だいぶ前です。もともと、ゆずを作られていたのが渡人の父親だと思いますが、作れなくなって、あっせんで出っていたのですが、この場所が完全に住宅地のご真ん中です。ここにクヌギを植えて山林化することが、まず、ありえないぐらいの場所です。そこに5m引いてクヌギを植えることすら、私だったら、ちょっとほかのを植えてくださいと言うか、指導する感じです。補足説明資料の78ページの計画図がありますけど、左右から5m引いたら、こんなに植えられません。すごく細い所です。いくら2m間隔でもこんなに植えられないような状況です。道路もありません。クヌギが大きくなって、伐採して搬出するにも結局、人の土地を通らないといけないような場所です。この受人の家がすぐ近くなのかどうかわかりませんし、この畑の周囲が、身内の方、知っている方で通らしてもらえるのであれば別でしょうけど、基本的に道路がないので、作業をするということに関しては、ちょっと難しいのかなと思います。どうしても購入して木を植えたいのであれば、周囲のことも考えて低い木、ただ果樹を植えるのであれば転用許可もいらないというところですので、一旦保留して、この受人の方にもうちょっと計画を練って考えてもらって申請をしてもらおう方が良いのかなとは思いますが、以上です。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

前日も保留したのですか。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

いや、前回は現地に行ったのですが、立会の時間に誰も来られなくて今月に送られたものです。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで協議会に入りたいと思います。

(協議会：午前10時12分)

(再開：午前10時13分)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ほかにございませんか。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅21号について、補足説明資料の104ページの事業計画書の中で、借入金が〇〇〇〇〇円ということですが、経営規模の母豚の頭数が印刷が不鮮明で分からないので、確認をお願いします。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

よろしいですか。同じ自治会ですので、経営規模の母豚の頭数は200頭です。以前は150頭程度でしたが、受人が後継者として入って増頭して200頭以上はいると思います。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

失礼ですが、この経営規模でこれぐらいの借入れができる感じなのですか。牛が400頭いたらこれぐらいとかは、ある程度分かるのですが、豚はそのところがわからないので、教えてもらいたいのですが。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

融資証明書が添付されていますので、問題ないと判断しております。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございせんか。

○11番委員（○○○○○）

建築面積が274㎡ですから、60坪近くの家になると思います。だから、こういうふうな金額になるところです。大工さんに聞けば、今、100万円近く坪単価がかかりますよという話は聞きました。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第33号農地法第5条による許可申請については、末吉19を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前10時07分）

（休憩：午前10時17分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。議案第34号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○11番委員（○○○○○）

大隅5号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんとで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は大田尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として、改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、宅地に囲まれており、農地がないため影響はないと思われます。その他農地法上の問題点は特にありません。建物については、昭和58年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。物置として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われる、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第34号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第35号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○11番委員（○○○○○）

大隅4号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと○○○○○さんとで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は神牟礼自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が通路、南が道路、北が宅地です。目的実現の確実性は、農業用施設が

既に整備されています。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、全体面積279㎡のうち9.75㎡であり、隣接する牛小屋の尾垂部分として建築しているもので適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下です。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、農業用施設を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第35号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第36号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉58及び末吉59は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉60は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉61は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉62は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅63及び大隅64は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅65は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅66は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部67及び財部69は、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部68は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部70は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○14番委員（○○○○○）

財部70号は成立です。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉2号、3号は打切りをお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉4号、6号は継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅9号は継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅10号は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

大隅11号の田は打切り、畑は継続です。

○14番委員（○○○○○）

財部15号は継続です。

○5番委員（○○○○○）

末吉17号、18号、19号は継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉20号は打切り、21号は成立です。

○12番委員（○○○○○）

末吉22号、24号は継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉23号は継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

大隅25号, 26号は継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

大隅29号は継続でお願いします

○3番委員 (○○○○○)

財部31号は継続でお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

財部35号は下財部字上ノ原3084番1は成立, ほかは継続でお願いします。財部36号も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

末吉37号, 38号, 39号は継続でお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

末吉40号, 41号, 42号は継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉43号, 45号は継続お願いします。末吉44号は成立です。

○17番委員 (○○○○○)

末吉46号は成立です。

○1番委員 (○○○○○)

○○○○○委員が早退しましたので, 末吉47号, 48号は打切りだそうです。

○11番委員 (○○○○○)

末吉49号は継続です。

○19番委員 (○○○○○)

大隅50号は継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

大隅51号は成立です。

○3番委員 (○○○○○)

財部52号は成立です。飛びまして, 財部54号は継続, 55号は成立です。

○7番委員 (○○○○○)

財部53号は継続でお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

財部56号は継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については, 引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に, 議案第37号農用地利用集積計画について利用権設定を議題といたします。本件については, 議事参与の制限に該当する農地中間管理事業に係る利用権設定末吉86及び末吉87を除いて, 農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに, 農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して, 審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第37号農用地利用集積計画について、利用権設定は農地中間管理事業に係る利用権設定末吉86及び末吉87を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、議案第37号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定末吉86を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第37号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定末吉86は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、議案第37号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定末吉87を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第37号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定末吉87は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第38号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第38号農用地利用集積計画について、所有権移転は申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第4号合意解約等の報告については、総会資料の53ページから64ページまでをご覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○14番委員 (○○○○○)

今日は、農地部会の開催月になっていますが、特別何もありませんので開催いたしません。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにございませんか。なかったら、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡(5月行事予定、農業委員会委員候補者の公募締切、農地パトロール出発式、運営委員会の開催等について)

○事務局 (○○○○○次長)

事務連絡(令和5年度最適化活動の目標設定、令和4年度活動実績報酬の支払い等について)

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡(農地パトロール、昨年度の年金の加入推進記録簿の提出、申請書の早期提出等について)

○農政課農政係 (○○○○○)

5年間水張りルールについて

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和5年第4回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年4月20日(木) 午前10時55分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員